

# 監事監査報告書

平成 29 年 5 月 12 日

学校法人 佑愛学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 佑愛学園



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人佑愛学園寄附行為第 17 条に基づき、学校法人佑愛学園の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、業務の内容等を監査するとともに、会計監査人とも連携し、その監査の経緯、内容及び結果等についての説明を受け、計算書類について検討する等、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人佑愛学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、その収支および財産の状況を正しく示しているものと認める。

学校法人佑愛学園の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。